

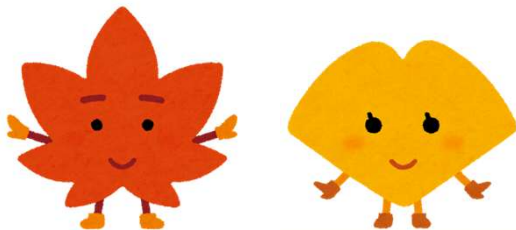
アプローチレター

令和7年10月号 NO.46

秋晴れの日々が続くこの頃、
いかがお過ごしでしょうか。
秋の風物詩といえば、紅葉ですね！
木々の葉が徐々に色づき、紅葉が見頃を迎えます。
赤や黄色、オレンジ色があり、
更に常緑樹などの緑色も混ざり、
日本の紅葉は鮮やかな色彩で美しさに定評があり、
世界一と呼ばれているそうです。



一般的に、最低気温が8℃以下になると紅葉が始まり、
紅葉の色づきが美しくなるにも日中の天気の良いこと、
適度な雨や水分、昼と夜の寒暖差があることなどの
気象条件が条件が必要だそうです。
近年では、気温が高い日が続き、
秋がなくなるとも言われていますので、
綺麗な紅葉を楽しんでみてはいかがでしょうか。



【インデックス】

1. 相続対策コンサルティングとは？
2. 代表取締役等住所非表示措置について
3. アプローチ相談室
4. アプローチ女子会
5. アプローチ外部講師派遣のご案内
6. アプローチメンバーズクラブ（AMC）のご案内

【担当】

安立 裕司
豊田 雅史
井出 まきえ
岩橋 紗希

1. 相続対策コンサルティングとは？

相続対策というと、相続税を安くすることと思われがちですが、
実はそうではありません。
相続税は安い方が良い、できれば無しにしたいと思うのは人情ですが、
相続対策の優先順位としては3番目です。

1番は必ず「遺産分割対策」。
これは、遺産分割で揉めない様にするためにどの様なリスクがあり、
そしてそれをどの様に回避するかを検討し、今できることをやることです。
相続をきっかけに家族仲が悪くなるなんて、不幸中の不幸です。

2番は「納税対策」。
ほとんどの方は相続に際していくらかの相続税がかかってくるか、
ご存じありません。相続税額も分からず何か対策するなんてナンセンスです。
相続税の額を把握し、まずは、それを納税する資金があるかを
正確に把握し、あるならOK。無ければ納税資金をどうするかを検討します。

その上で、3番目「相続税対策」。
やっとここで、相続税を下げるができるか？を検討するのです。
生前贈与の方が有利か？2次相続と考えるとどの様に相続する方がよいか？
使える特例や控除は全部使えるか？など、税額を減らす検討をします。
多くの方はこの順序が逆。適切な相続対策をして、揉めない相続、
安心安全な相続を実現して欲しいと思います。



司法書士法人アプローチ
司法書士 安立裕司

2. 代表取締役等住所非表示措置について

担当：豊田 雅史

1. はじめに

令和6年10月1日に施行された「商業登記規則等の一部を改正する省令」により、

新たに「代表取締役等の住所非表示制度」が導入されました。

これまでは、株式会社の登記簿に代表取締役など一定の役員の自宅住所が記載されており、

誰でも登記情報提供サービスなどを通じてその情報を入手することが可能でした。

しかし近年では、登記簿に記載された住所情報が悪用される事件も発生しており、

ストーカー行為や脅迫といった犯罪の温床となる可能性が指摘されてきました。

こうした社会的な背景を受けて、プライバシー保護と法人情報の公示というバランスを取るために

導入されたのが、今回の「代表取締役等住所非表示措置制度」です。

企業経営に関する登記制度と、個人情報保護の両面から極めて重要な法改正といえるでしょう。

2. 制度の内容

(1) 制度の目的

この制度の目的は、代表取締役等の自宅住所を登記簿に記載しないことによって、プライバシーを保護しながらも、登記制度の正当性や信頼性を維持することにあります。いわば「情報公開と個人情報保護の調和」を図るものです。

(2) 非表示の対象者

この制度を利用できるのは、以下の者です。

- ・株式会社の代表取締役
- ・代表執行役
- ・代表清算人

これらの方々を総称して「代表取締役等」といいます。

(3) 手続きの概要

代表取締役等が住所の非表示を希望する場合には、

以下の手続きを行う必要があります。

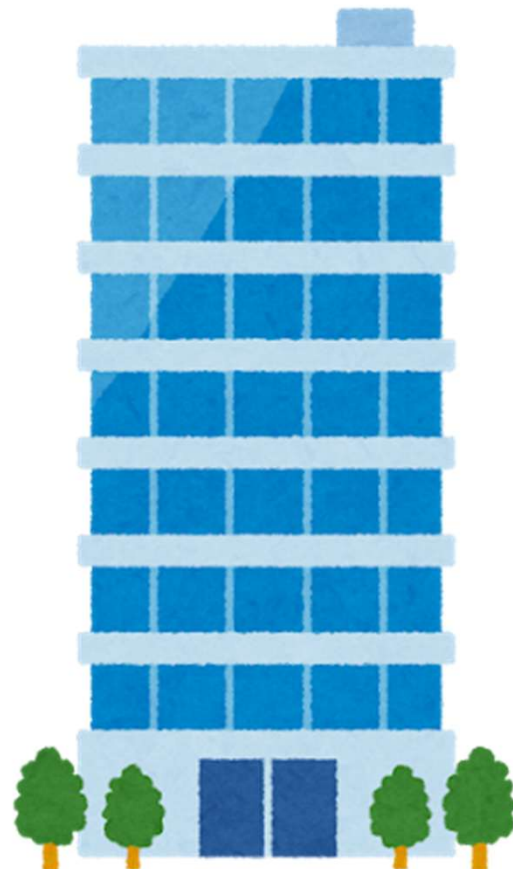
登記官に対し、「住所非表示の申出」を行うこと

この申出は、以下のような登記申請と同時に行う必要があります。

- ・会社設立時の登記
- ・代表取締役等の就任による登記
- ・代表取締役等の住所変更に伴う登記

ただし、以下のような場合でも申出は可能です。

- ・代表取締役または代表執行役の重任登記
- ・他の法務局管轄への本店移転登記（住所に変更がない場合も含む）



3. 制度のメリットとデメリット

メリット

(1) プライバシーの保護

最大の利点は、自宅住所を公開せずに済むことで、特に中小企業の代表者にとって安心感を得られる点です。これまで自宅兼事務所で起業していた方にとっては、住所が第三者に知られることへの不安が大きな障壁となっていました。

(2) 犯罪抑止効果

登記情報から代表者の住所を特定して、悪質な訪問・脅迫・ストーカー行為等につながる事例も報告されており、制度導入によりこうした犯罪の抑止効果が期待されています。

(3) 起業の後押し

住所が公開されないことで、個人事業から法人化をためらっていた層（特に自宅兼事務所の小規模事業者など）が起業に踏み出しやすくなり、ひいては起業促進や経済活性化にもつながるとされています。

デメリット

(1) 取引先からの不安視

登記簿に代表者の住所が載っていないことで、取引先や金融機関などが「実体が不明確」と感じることもあり、信用調査の際に慎重な対応をされる可能性があります。

(2) 登記制度の透明性への影響

これまでの商業登記制度は、会社情報を広く公示することで取引の安全を図ってきました。その一部が非公開になることにより、「登記制度の透明性が損なわれるのではないかと懸念する声もあります。



4. 司法書士から見た制度の意義と実務対応

代表取締役等住所非表示措置が講じられた場合、登記事項証明書から代表者の住所を確認することができなくなります。

これにより、以下のような実務的な影響が考えられます。

- ・ 法人設立時に金融機関から融資を受けにくくなる可能性
- ・ 不動産取引において、会社の印鑑証明書や追加書類が求められる場合がある
- ・ 銀行口座開設の際に、代表者の住民票や履歴事項証明書以外の資料提出を求められることがある

これらのリスクを踏まえ、代表者が非表示措置を申し出るかどうかは、会社の実情に応じて慎重に検討すべきです。

また、登記簿に住所が表示されない以上、「なりすまし」などのリスクを防ぐために、司法書士による厳格な本人確認・意思確認の徹底が従来以上に求められるようになります。

5. まとめ

代表取締役等の住所非表示制度は、現代の個人情報保護の要請に応える形で登場した画期的な制度です。

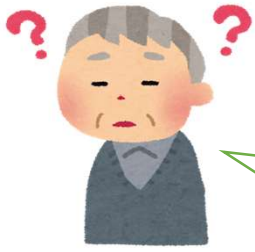
企業の登記情報の公開という原則を維持しながら、

代表者個人の安全にも配慮したバランスの取れた仕組みだといえるでしょう。

一方で、取引の信頼性や登記制度の透明性という従来の価値を損なわないよう、慎重な運用が求められます。

3. アプローチ相談室～皆様からのちょっとした疑問・質問にお答えします～

担当：井出 まきえ



Q.最近、「相続登記義務化」とよく耳にしますが、長い間そのままになっている先代（先々代）名義の不動産があります。今となっては相続人が何人いるのかもわからず、音信不通の人もいて、とてもあと2年以内に名義変更することは無理だと思います。この場合、どうしたらいいのでしょうか？



A.

本誌でも既に何度か紹介させていただいており、最近、よく耳にする「相続登記の義務化」。

これは令和6年4月1日より実施されているもので、相続で不動産の権利を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしないと10万円以下の過料に処せられる（可能性がある）という制度です。

質問者様のように、やらなくてはならないことはわかっているが何世代も前の相続であったり、相続人同士で争いがある場合などで現実問題としてかなり手続きが難しそう・・・と不安に思っている方や、諦めてしまっている方、でも罰金を払うのはイヤ！！と思っている方が少なからずおられるのではないのでしょうか？

このように、相続登記をしたいとは思っているけれど、様々な事情から期限内に相続登記を行うことが難しい場合のために、相続登記の義務を簡易に履行することができる制度として、設けられたのが「相続人申告登記制度」です。

これは、相続人の一人であるご自身が申出人となって法務局に対して

- ①所有権の登記名義人について相続が開始した旨
- ②自らが相続人である旨

を申告して登記してもらうことにより「相続登記の申請義務を履行したものとみなす」という救済的な制度になります。

具体的には「ご自身が相続人であることがわかる戸籍謄本」を添付して、法務局に申請するだけで、登録免許税もかからず、登記簿上に「相続人」としてご自身の「住所・氏名」が登記され、過料を免れることができるという便利な制度です。
とはいえ、相続登記はいずれ行わなければならない、放置しておくと、益々、相続人の数も増えて問題が複雑になってしまい、メリットは何もありません。

それでも前述のようにどうしても期限内の相続登記が難しい方は、一先ず「相続人申告制度」のご利用を検討されてみてはいかがでしょうか？

4. アプローチ女子会～アプローチの女子社員が、とにかく好きに書きます～

経理総務を担当しております岩橋です。

担当：岩橋 紗希

今年は特別に暑い夏となりましたね。ようやく秋の涼しさを感じる季節となりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

8月20日、歓送迎会を開催しました。今年の春以降に入社した5名の新しい仲間と、数年間にわたりアプローチを支えてくれた2名の門出を祝う会です。

新入社員の採用に携わった私にとって、5名もの方を新たに迎えられたことは本当に嬉しく、感慨深いものがありました。会場は終始アットホームな雰囲気、笑い声が絶えず時には涙もこぼれるような心に残る素敵な会となりました。

私事で恐縮ですが、この秋から産休に入る予定です。

またこのアプローチに戻ってこられることを楽しみにしています！

皆様におかれましても、変わらぬご愛顧のほど何卒よろしくお願いいたします。



5. アプローチからのお知らせ

●R7.8.23 登記塾を開催しました

登記塾では謄本の見方や不動産の減税についての勉強会を行いました。ご参加いただいた皆様ありがとうございました。

●R7.9.5 アプローチセミナーを開催しました

ご参加いただいた皆様ありがとうございました。次回のアプローチセミナーは12月頃を予定しておりますので、ぜひご参加ください。

●R7.9.27

司法書士田中真由美が相続・贈与セミナーの相談会に参加しました

三井住友信託銀行京都支店セミナールームにて開催された相続・贈与セミナーの個別相談会に参加しました。相続・資産活用・生前贈与などのご相談に乗らせていただきました。



相続

遺言

について気軽に相談できるお店

＝2024年9月2日(月)＝

名古屋市中区錦二丁目に

地下鉄「丸の内」駅6番出口より徒歩2分(日銀の裏付近)

OPEN

司法書士法人・行政書士事務所 アプローチ approach

「相続・遺言」相談所

ななばん

0120-512-432

無料 相続・遺言 相談会実施中

0120-512-432



6. アプローチ外部講師派遣のご案内

当事務所には司法書士・行政書士10名が在籍しており、年間1900件を超える決済立会業務をはじめ、さまざまな業務を各自幅広く取り扱っております。

これらの経験を活かして、今までお知り合いの方からのご依頼やご紹介で、講師派遣やセミナー開催等を行って参りましたが、これからはもっと皆様のお役に立つ為、ご要望があればどんどん積極的に講師派遣を行っていかうと考えております。

社内研修・社外向けセミナー等、講演内容については、ご要望に沿えるように致します。

休日のご依頼も、ご相談に乗りますので、ぜひお気軽にご相談下さい。

7. アプローチメンバーズクラブ（AMC）のご案内

司法書士法人アプローチは、「もっと身近な事務所」となるために、「アプローチメンバーズクラブ（AMC）」を運営しています。おかげ様で、2024年12月現在、850名を超える会員数になりました。

年会費等は一切ありません。

なお、入会後、ご相談等いただく際は、AMC会員様である旨をお申し出いただくようお願い申し上げます。

あなたの人生に「安心」をお届けする「アプローチメンバーズクラブ」。この機会に、ぜひご入会下さい。

入会10大特典

無料特典	1 特製ブック等プレゼント(非売品)	入会者に対し、アプローチ特製ブック等をプレゼントします。 「相続ブック」「卓上カレンダー」など、 今後発行するすべての特製ブック等をプレゼントします。
	2 相談権	年2回まで相談無料。3回目から有料(1時間10,000円・税別)となります。
	3 お役立ち情報提供	セミナー開催のお知らせ アプローチレターの提供(発行時) その他お役立ち情報の提供
	4 セミナー参加権	当事務所主催の有料セミナーに無料でご参加頂けます。 無料セミナーも当然お知らせいたします。 外部セミナーにもご招待します。
	5 各種専門家紹介	司法書士の業務範囲外のご相談につきましては、適切な専門家 (弁護士・税理士・不動産仲介等)をご紹介します。
	6 紹介割引	メンバーのご紹介の方は次の通りとさせていただきます。 ・初回相談無料・個別業務10%OFF
	7 相続対策コンサルティング	当事務所提携会社による相続対策コンサルティング ・初回無料
割引特典	8 個別業務割引	今後、当事務所に業務をご依頼される際は、 当事務所規定の報酬の10%OFF
	9 財産管理表の作成	通常料金100,000円・税別～を50%OFF
	10 顧問契約割引	当事務所又は当事務所提携弁護士事務所との顧問契約料を10%OFF

※各種セミナー開催のお知らせ、その他お役立ち情報につきましては、メールアドレスをご記入して下さった方のみに配信させていただきます。

〒460-0003 名古屋市中区錦二丁目2番13号 名古屋センタービル8階

司法書士法人アプローチ

Tel(052)228-0713 Fax(052)228-0714

<http://www.approach.gr.jp> ✉ soudan@approach.gr.jp

